

福岡県公報

平成25年11月5日
第3545号

目次

告示(第1670号-第1674号)

- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための
事前届出 (漁業管理課) …………… 1
- 共同施行による土地改良事業計画の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 1
- 土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) …………… 1
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 公 告**
- 臨港地区分区の変更 (港 湾 課) …………… 2
- 公安委員会**
- 指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) …………… 2
- 指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) …………… 3

告 示

福岡県告示第1670号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成25年11月5日から同年11月19日までの間縦覧に供する。

平成25年11月5日

福岡県知事 小 川 洋

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
柳川市矢留本町444番地の2 柳川市稲荷町31番地 柳川市矢留本町351番地 1	石橋 正典 古賀 弘彦 古賀 成敏	沖端	沖端漁業協同組合

福岡県告示第1671号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条の2第3項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように同法第95条第1項に定める者が共同して行う土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第48条第11項の規定により公告する。

平成25年11月5日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良事業の事業主体名	認可年月日
嘉穂郡稲築町辻地区土地改良事業共同施行	平成25年10月24日

福岡県告示第1672号

次の土地改良区が土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年11月5日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
直方市植木土地改良区	平成25年10月24日

福岡県告示第1673号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成25年11月5日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年10月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人heyho

(2) 代表者の氏名

大音 晃司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬853番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡を中心に、文化芸術に携わる人々が、より活動しやすい機会や場所、流通を提供する事業を行い、文化芸術を通じて世界各国との文化交流を図る事の出来る文化圏作りを行う事を目的とする。

福岡県告示第1674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成25年11月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	浮羽 石川内線	前	八女市矢部村北矢部365番1先から 八女市矢部村北矢部365番8先まで	6.0 ～ 8.6	41.4

後

八女市矢部村北矢部365番1先から
八女市矢部村北矢部365番8先まで

8.6
～
56.1

41.4

公 告

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき、臨港地区内の分区を変更したので、次のとおり公告する。

その関係図書は、福岡県県土整備部港湾課及び福岡県南筑後県土整備事務所において公衆の閲覧に供する。

平成25年11月5日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る臨港地区の名称

大牟田都市計画臨港地区三池港臨港地区

2 変更に係る分区の種類

商港区及び特殊物資港区

3 分区を変更した土地の区域

(1) 商港区

大牟田市新港町の一部

(2) 特殊物資港区

大牟田市新港町の一部

公安委員会

福岡県公安委員会告示第277号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

平成25年11月5日

福岡県公安委員会

表中

甘木自動車学校 朝倉市一木59-4 安西利範	甘木自動車学校 朝倉市一木59-4
------------------------------	----------------------

を

甘木自動車学校
朝倉市一木59-4
木村康人

甘木自動車学校
朝倉市一木59-4

に改める。

福岡県公安委員会告示第278号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成7年7月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成25年11月5日

福岡県公安委員会

表中

甘木自動車学校 朝倉市一木59-4 安西利範	甘木自動車学校 朝倉市一木59-4
------------------------------	----------------------

を

甘木自動車学校
朝倉市一木59-4
木村康人

甘木自動車学校
朝倉市一木59-4

に改める。